

東京電機大学・埼玉産業人クラブ T D U 産学交流会 会則

第1条 (目 的)

本会は、東京電機大学の協力のもとに、埼玉産業人クラブが会員企業の技術レベル向上を図るため、産学交流を推進するとともに併せて地域産業の発展に寄与することを目的とする。

第2条 (事 業)

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (イ) 会員企業の技術レベル向上に資する事業
- (ロ) 会員企業の人材育成に資する事業
- (ハ) 講演会、講習会、研究会等の開催に資する事業
- (ニ) 先進モデル企業の視察ならびに工場見学会開催に資する事業
- (ホ) 必要に応じて事例発表会開催に資する事業
- (ヘ) その他の事業

第3条 (名 称)

本会は、東京電機大学・埼玉産業人クラブ産学交流会
略称「T D U 産学交流会」と称する。

第4条 (事務局の所在地)

本会の事務局は、次の二ヶ所とする。

- (イ) 東京電機大学理工学部
- (ロ) 埼玉産業人クラブ事務局 (日刊工業新聞社 川越支局)

第5条 (会員の資格)

本会の会員の資格を有するものは、埼玉産業人クラブ会員企業とし、1社2名登録制とする。

第6条 (加 入)

埼玉産業人クラブ会員は、所定の手続きを経て加入することができる。

第7条 (脱 退)

会員は、予め本会に通知をした上で、脱退することができる。

第8条 (経費の賦課)

本会は、事業を実施するため会員に経費を賦課することができる。

会費 年額 金 18 万円

但し、技術研究会、工場見学会等特別に事業を実施する場合は別途経費を徴収する。

経費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要な事項は理事会において定める。

第9条 (顧問及び参与)

本会に顧問及び参与を置くことができる。

顧問及び参与は理事会の承諾を得て、会長が委嘱する。

第10条 (理事)

本会の理事は次の通りとする。

理 事 15 名以内

監 事 2 名以内

理事の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第11条 (会長及び副会長・監事)

- ・会長 1名、副会長3名とする。
- ・副会長3名のうち1名は東京電機大学工学部の代表を当てる。
- ・会長及び副会長は理事会において選任する。
- ・会長は会を代表し総会、理事会を招集し、議長となり、その議決事項を執行し、会務を統理する。
- ・副会長は会長を補佐し、会務を掌理する。また会長に事故ある場合は、代理する。
- ・監事は会計収支、財産を監査する。

第12条 (理事の選任)

理事は総会において選任する。

第13条（総会）

総会は通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎事業終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要がある時、理事会の議決を経て会長が招集する。

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席した会員の過半数で決することができる。

総会においては、規約で定めるもののほか理事会において必要と認めた事項を議決する。

第14条（理事会）

理事会は会長が招集し、議決は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

理事会は、総会に提出する議案、その他業務の執行に関する事項で、理事会が必要と認める事項を定めることができる。

第15条（事業年度）

本会の事業年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わるものとする。

（附 則）

この規約は平成2年9月1日より施行する。